

## 契約の方法及び入札の条件

### 1 契約の方法

地方自治法施行令第167条の6第1項の規定による一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

### 2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額、入札保証金、落札者、契約保証金

入札説明書のとおりとする。

#### (2) 債務負担行為

この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における委託料の支払限度額を設定する。

#### (3) 最低制限価格

本委託において、最低制限価格は設定しない。

#### (4) 前払金

前払金は、契約代金の4割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）とし、請求にあつては、令和3年度中に請求し、請求内容がわかる資料を添付すること。（任意様式）

#### (5) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格で入札した者を落札者とする。

#### (6) 委託の期間

270日

#### (7) 委託契約書

別紙（案）のとおり。

#### (8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。